

資料編

1. 東海村における子どもの読書活動のあゆみ

	「白方読書会」や地域巡回文庫が村内で活動
昭和52年 10月	10月27日東海村公民館図書室が青年の家に設置
昭和53年 9月	著者を囲む会「加古里子（かこさとし）」（県立図書館と村教育委員会合同開催）
昭和53年 10月	「はまなす読書会」発足
昭和54年	読書団体連絡協議会が結成（15団体）
昭和56年 1月	「白方読書会」が「ばら賞」を受賞
昭和57年	読み聞かせボランティアグループ「たんぽぽの会」発足
昭和60年 8月	東海村立図書館開館（以後、図書館）
昭和60年 9月	たんぽぽの会による図書館での読み聞かせが開始
昭和63年 2月	「水戸地区読書グループ研修会」が東海文化センターにて開催され、たんぽぽの会による事例発表（赤ずきんちゃんのパネルシアター）
昭和63年 4月	石神コミュニティセンター開館 図書コーナー設置
平成元年 11月	村松コミュニティセンター開館 図書コーナー設置
平成3年 10月	「茨城県読書振興大会読書グループ文庫部門茨城県教育長賞受賞」 たんぽぽの会
平成5年 11月	1日図書館員（小学校5～6年生対象）開催
平成5年 12月	白方コミュニティセンター開館 図書コーナー設置
平成6年 5月	図書館にて「世界の絵本展」開催
平成6年 7月	貸出年齢制限の撤廃（小学生からだった貸出を0歳からに変更）
平成6年 9月	真崎コミュニティセンター開館 図書コーナー設置
平成7年 9月	「郷土かたりべ大会」開催、「日独図書館蔵書交換」実施
平成9年 12月	中丸コミュニティセンター開館 図書コーナー設置
平成10年 9月	舟石川コミュニティセンター開館 図書コーナー設置
昭和63年 ～平成15年	東海ライオンズクラブ協力により、小学生以下に「読書スタンプカード」を配布
平成11年	学校図書館活動助手1名を中丸小学校に配置
平成12年 1月	少子化対策臨時特例交付金（厚生省）により図書館で幼児用図書600万円購入
平成12年 4月	学校図書館活動助手3名を中丸小学校、石神小学校、東海中学校に配置
平成12年	図書館で子ども読書年記念事業の開催（7事業・「かいけつゾロリ」のお絵かき会、講談社全国訪問おはなしキャラバン隊、劇団ポポの人形劇、伊奈町虹の会（影絵）他
平成12年 6月	「のびのびと正しく、瞳かがやく青少年を育てるまち」宣言

平成14年 3月	東海村立図書館改修工事リニューアルオープン (児童関連箇所: 絵本コーナーにガラス壁設置, 文学以外の実用図書を児童書・一般書混合配架)
平成15年 10月	「東海村青少年育成プラン 行動計画編」策定 毎週土曜日は“テレビを見ない日(ノーテレビデー)”を推進
平成16年 4月	学校図書館指導員を全校配置(村内小中学校8名)
平成16年 7月	ブックスタート事業開始(図書館・社会福祉課・保健年金課3課合同事業)
平成17年 1月	「東海村次世代育成支援対策行動計画」の策定
平成18年 4月	「子どもの読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰」東海村立図書館
平成19年 4月	「子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰」たんぼぼの会
平成20年 4月	「子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰」東海村立照沼小学校
平成22年 3月	「第一次東海村子ども読書活動推進計画」の策定
平成23年 10月	東海村立図書館増改築工事リニューアルオープン (児童関連箇所: 授乳室・子どもトイレ・ティーンズコーナー・教科書コーナー設置)
平成25年 ～平成26年	茨城県学校図書館支援事業実施(白方小学校)
平成25年 6月	「東海村子ども読書推進委員会」立上げ
平成25年 11月	ものしりくんコーナー設置
平成25年 12月	大型絵本専用書架設置
平成25年 9月	「学校図書館・村立図書館連携コーナー」設置
平成27年 3月	「第二次東海村子ども読書活動推進計画」策定
平成27年	「あかちゃんタイム(乳幼児と保護者の優遇タイム)」開始
平成28年	学校図書館電算システム導入
平成29年	「あかちゃんタイム」回数増(月1回→2回)
平成29年	「こども図書館まつり」開催
平成30年 4月	「子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰」東海村立舟石川小学校
平成31年 4月	「出張図書館(幼稚園等での図書館の本の貸出)」, 「学校図書館配送便(図書館・学校図書館間の資料配送)」開始
令和元年 5月	「こども図書館まつり」開催
令和2年 2月	読書推進講演会「『ペンぎんたいそう』はじめるよ」 (講師: 齋藤槇(絵本作家) / 聞き手: 谷口高浩(福音館書店編集部)) 開催
令和2年 3月	「第三次東海村子ども読書活動推進計画」策定
令和2年3～5月	「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」による緊急事態宣言のため、臨時休館
令和2年	「キャスター付き大型絵本・大型紙芝居架」購入
令和2年 9月	「図書除菌機」提供開始

令和3年	7月	文教地区に「歴史と未来の交流館」開館
令和4年	1月	「第三次東海村子ども読書活動推進計画 実施計画-令和3・4・5・6年度-」策定。主な取り組みとして新たに「家読」の推進を決定
令和4年	4月	組織改編により、生涯学習課図書館担当から独立。教育委員会図書館として運営開始
令和4年		「家読」推進活動 ○「家読ちらし（ステイホームに、家族で読書はいかが）」を作成 ○図書館職員から募った「家読おすすめの本」リストを作成 ○「家読チャレンジ」をエンジョイサマースクールで実施（以後、毎年実施） ○「家読コーナー」を開設
令和5年	3月	家読推進講演会「読書で育む家族のきずな」（講師：桑原真希（保育士））の開催
令和5年	10月	「東海村電子図書館」開設。村内小中学校児童生徒及び教員に対し、利用IDを配布
令和6年	3月	東海村立保育所・幼稚園・こども園の先生による「家読おすすめ本」リストの作成
令和6年		「家読推進講座」開催 8月20日第1回「子どもを育み 家族を育む 家読でコミュニケーション」 （講師：加藤真由美（家読推進プロジェクト副代表）） 8月22日第2回「本好きな子を育てたい」 （講師：高橋しげ子（非営利法人らいぶフォーラム理事）） 11月10日第3回「ファニーずがお届け！魅力的な絵本の世界！」
令和6年		「東海村電子図書館」利用IDを、東海高等学校に配布（生徒・教員用）
令和7年	3月	ボランティア、東海村立小中学校及び東海高等学校の先生による「家読おすすめ本」リストの作成【予定】
令和7年	3月	「第4次東海村子ども読書活動推進計画」策定



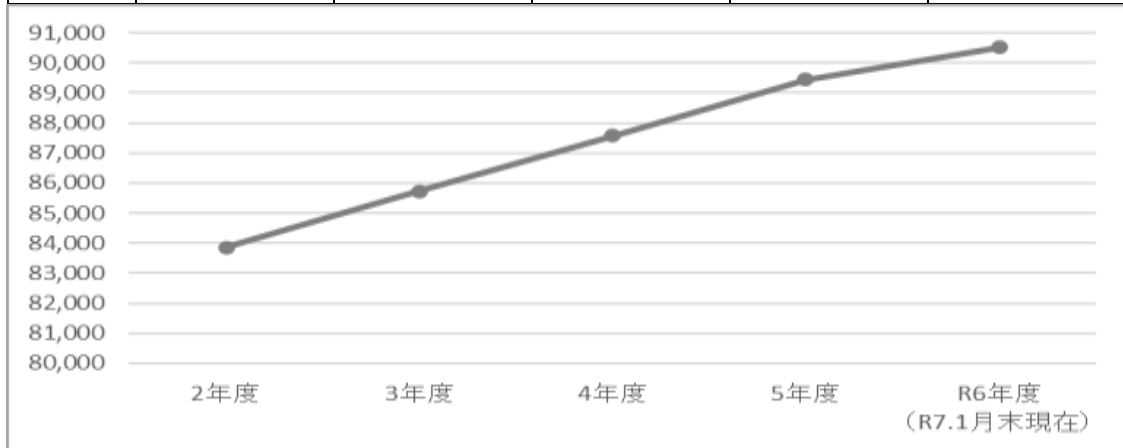
（東海南中3年 R.O.）

2. 村立図書館における子どもの読書推進状況（令和2年度～令和6年度）

※統計には、コミュニティセンター図書室分も含む ※令和6年度は令和7年1月末まで）

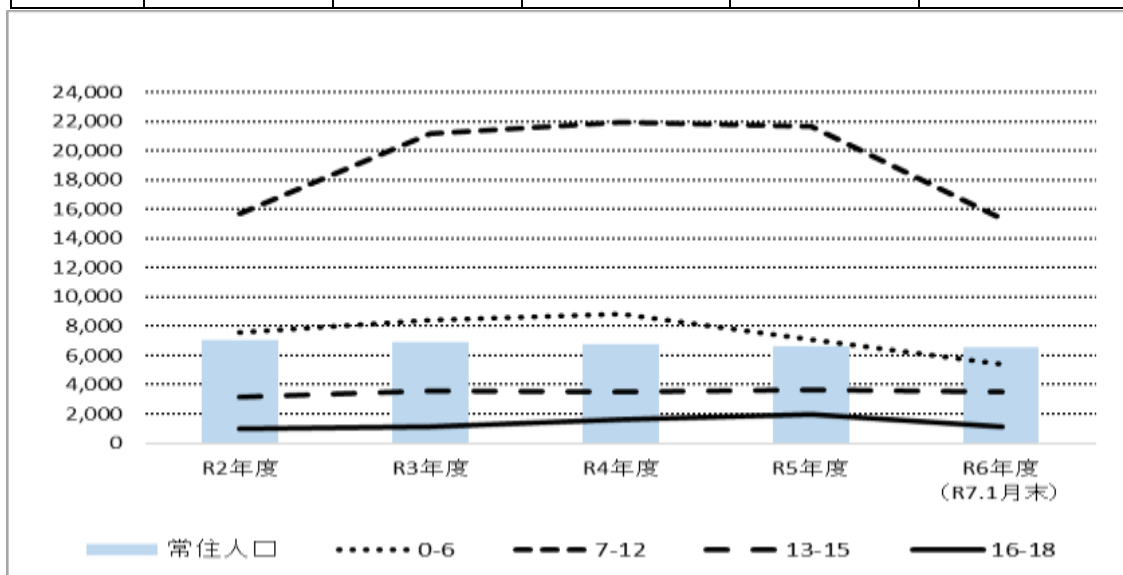
（1）児童書等（児童書・絵本・紙芝居）所蔵数の推移

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (R7.1月末現在)
児童書	44,474	45,470	46,588	47,608	48,323
絵 本	36,198	37,014	37,678	38,465	38,759
紙芝居	3,184	3,246	3,318	3,381	3,441
合 計	83,856	85,730	87,584	89,454	90,523



（2）0～18歳の延べ利用人数の推移

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (R7.1月末現在)
0-6	7,604	8,444	8,825	7,103	5,380
7-12	15,735	21,151	21,938	21,674	15,367
13-15	3,149	3,546	3,534	3,634	3,493
16-18	956	1,110	1,647	1,934	1,145
合 計	27,444	34,251	35,944	34,345	25,385



(3) 読書推進事業

①行事

行事名 / 年度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度 (R7.1 未現在)
ブックスタート	配布数	278	251	254	255	102
あかちゃんタイム ぴよぴよおはなし会	開催回数	4	9	10	10	5
	参加人数	40	92	138	133	38
クリスマス会		(塗り絵の 配布)	25	40	53	63
ひなまつり会		(工作キッ トの配布)	36	38	39	未実施
赤ちゃんのためのおはなし会		-	-	-	26	35
こどもの読書週間	事業数	-	8	5	4	4
	参加人数	-	275	17	27	21
エンジョイ サマースクール	事業数	-	6	10	7	6
	参加人数	-	1,186	1,175	596	381
読書週間 ※週間周辺の行事も含む	事業数	6	5	8	10	7
	参加人数	326	70	165	278	226
こどもの読書推進講 演会・読書推進講演会	開催回数	-	-	1	1	2
	参加人数	-	-	20	75	35
読みきかせボランティア たんぽぽの会のおはなし会	開催回数	17	38	44	43	19
	参加人数	166	366	464	445	188
とーんと、昔語りの会 (エンジョイサマースクールを除く)	開催回数	1	3	2	3	1
	参加人数	32	35	51	65	15
朗読★陽だまりの朗読会 (エンジョイサマースクールを除く)	開催回数	-	1	1	1	未実施
	参加人数	-	11	20	6	未実施

※「こどもの読書週間」「読書週間」はしおり配布・展示以外の参加数

※令和2年度～3年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止により行事縮小

※令和3年度からエンジョイサマースクールでスタンプに応じた賞状配布を廃止



②学校・幼稚園・保育所（園）・こども園連携事業

【見学・職場体験】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (R7.1未現在)
回数	4	8	9	7	6
人数	65	174	115	177	233

【出前講座・出張オリエンテーション】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (R7.1未現在)
回数	1	-	3	7	4
人数	6	-	67	167	99

【出張図書館】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (R7.1未現在)
回数	-	3	4	3	5
人数	-	174	138	268	266

③令和2年度 新型コロナウイルス感染症蔓延時の取組

【おまかせパック】

テーマ・ジャンルを決めて、図書館職員が選んだ本を1パック3冊で用意し、希望者に貸出（パックの中は借りた後でなければわからない）。

○取組期間 令和2年4月8日～令和2年5月27日

○貸出実績

テーマ・ジャンル	貸出数
赤ちゃん絵本	47
絵本	223
小学1・2年生向け	151
小学3・4年生向け	167
小学5・6年生向け	71
中学・高校生向け	47

※上記のほか、大人向けに、「ミステリー」「歴史小説」「料理」等のジャンルで実施

3. 村内小中学校「読書についてのアンケート」(抜粋)

調査年度：平成30年度～令和6年度

※新型コロナウイルス感染症蔓延を鑑み、計画期間の令和2年度からではなく、平成30年度から令和6年度までの調査結果を対象とした。

※項目により、調査を実施していない年度もある。令和2年度は調査自体が未実施。

調査実施者：東海村教育研究会学校図書館研究部

対 象：村内全小学校（4～6年生）・村内全中学校（1～3年生）

各年度の回答者数（人）

	H30 年度	R 元年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
小学4～6年生	1,198	1,185	1,186	1,149	1,105	1,010
中学1～3年生	1,088	1,082	1,028	875	906	840

※「択一式回答」の項目は「百分率を帯グラフ」で、

「複数回答可」の項目は「回答者数を棒グラフ」で表示しています。

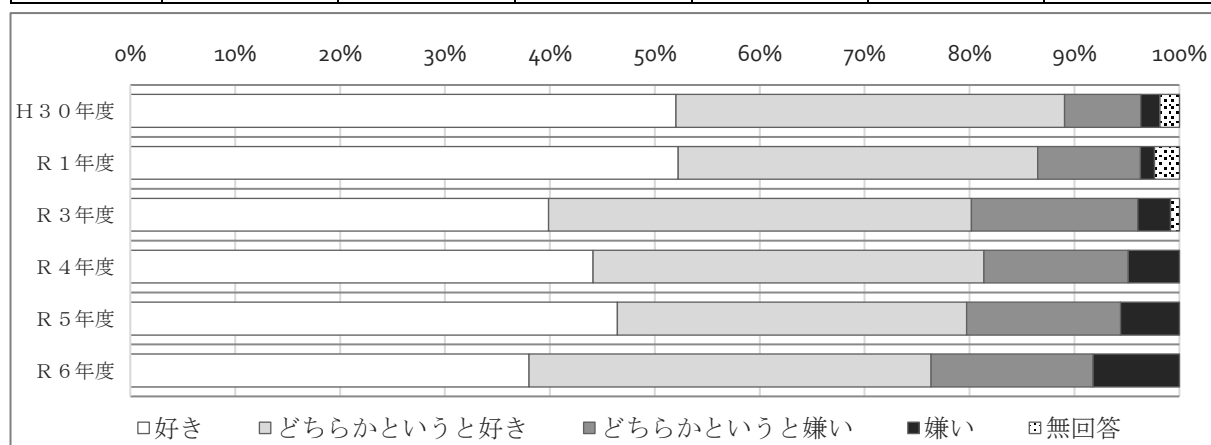


（東海南中3年 R.O.）

●あなたは本を読むのが好きですか（％）

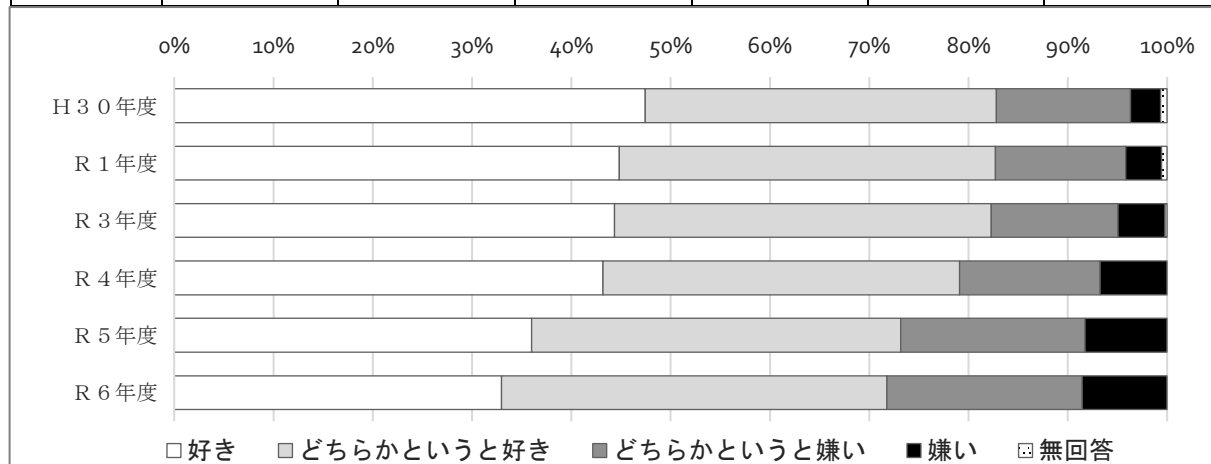
【小学生】

	好き	どちらかとい うと好き	どちらかとい うと嫌い	嫌い	無回答	合計
H30 年度	52	37	7	2	2	100
R 元年度	52	34	10	1	2	100
R3 年度	40	40	16	3	1	100
R4 年度	44	37	14	5	0	100
R5 年度	46	33	15	6	0	100
R6 年度	38	38	15	8	0	100



【中学生】

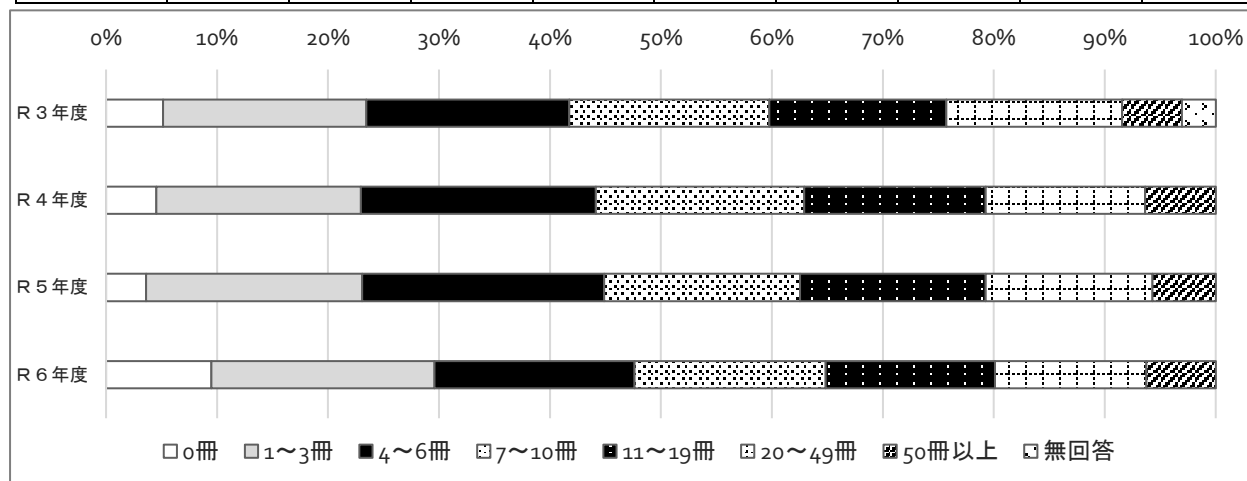
	好き	どちらかとい うと好き	どちらかとい うと嫌い	嫌い	無回答	合計
H30 年度	47	35	14	3	1	100
R 元年度	45	38	13	4	1	100
R3 年度	44	38	13	5	0	100
R4 年度	43	36	14	7	0	100
R5 年度	36	37	19	8	0	100
R6 年度	33	39	20	9	0	100



●先月の1か月で本を何冊読みましたか (%)

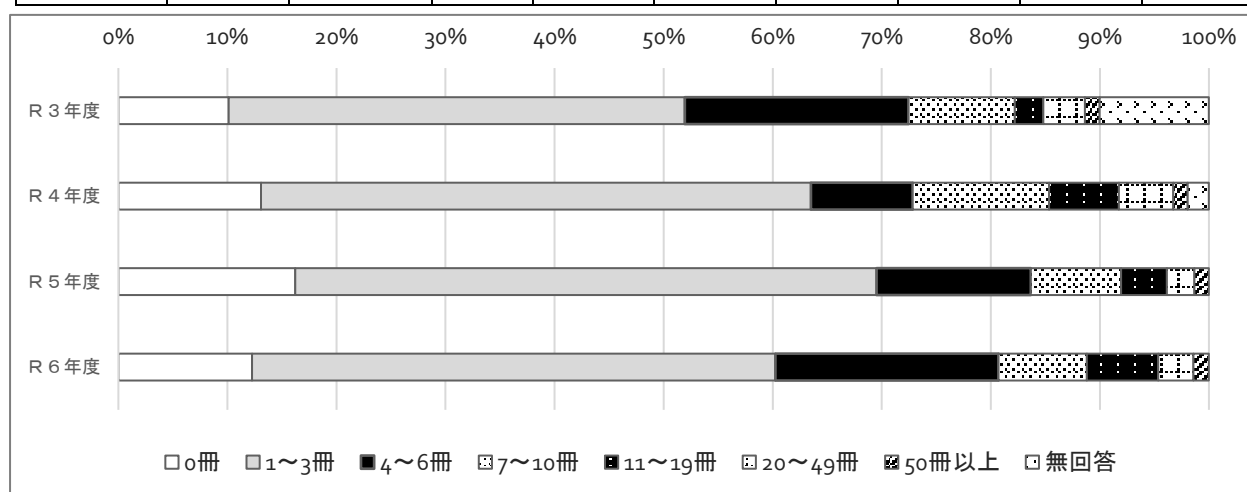
【小学生】

	0冊	1～3冊	4～6冊	7～10冊	11～19冊	20～49冊	50冊以上	無回答	合計
R3年度	5	18	18	18	16	16	5	3	100
R4年度	5	18	21	19	16	14	6	0	100
R5年度	4	19	22	18	17	15	6	0	100
R6年度	10	20	18	17	15	14	6	0	100



【中学生】

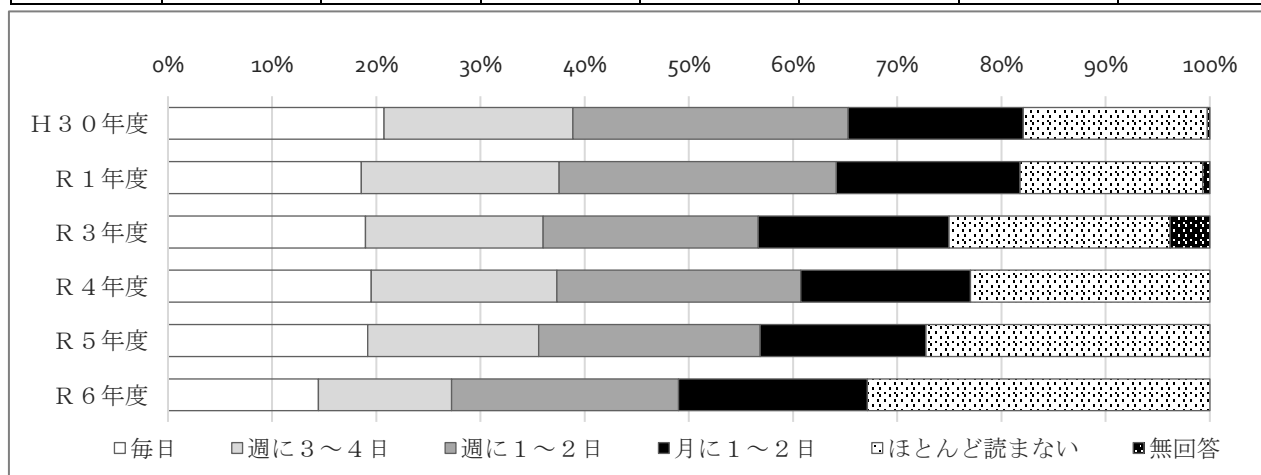
	0冊	1～3冊	4～6冊	7～10冊	11～19冊	20～49冊	50冊以上	無回答	合計
R3年度	10	42	21	10	3	4	1	10	100
R4年度	13	50	9	12	6	5	1	2	100
R5年度	16	53	14	8	4	3	1	0	100
R6年度	12	48	20	8	7	3	1	0	100



●あなたは、ふだん家でどのくらい本を読んでいますか（％）

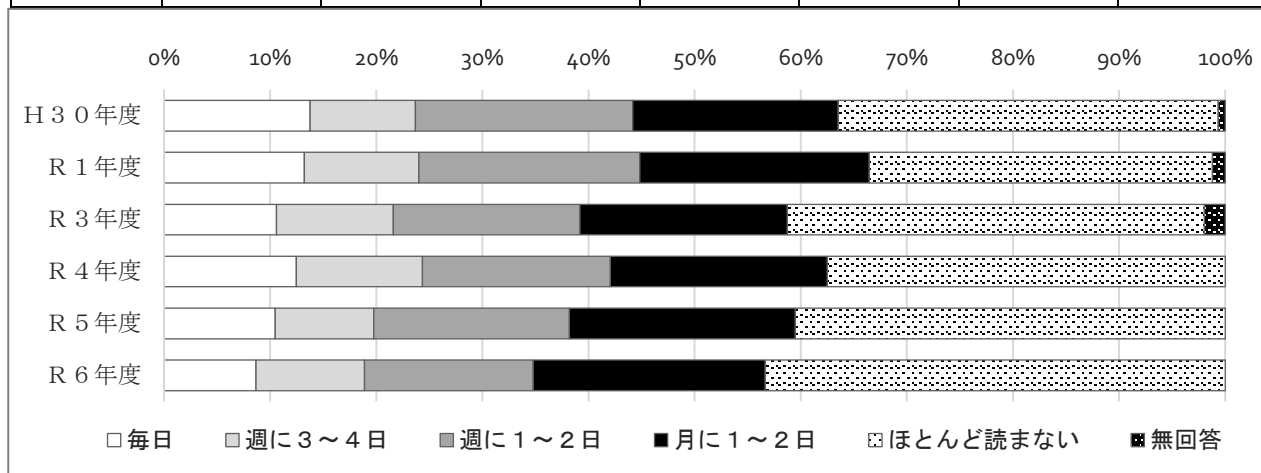
【小学生】

	毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんど 読まない	無回答	合計
H30年度	21	18	26	17	18	0	100
R元年度	19	19	27	18	18	1	100
R3年度	19	17	21	18	21	4	100
R4年度	19	18	23	16	23	0	100
R5年度	19	16	21	16	27	0	100
R6年度	14	13	22	18	33	0	100



【中学生】

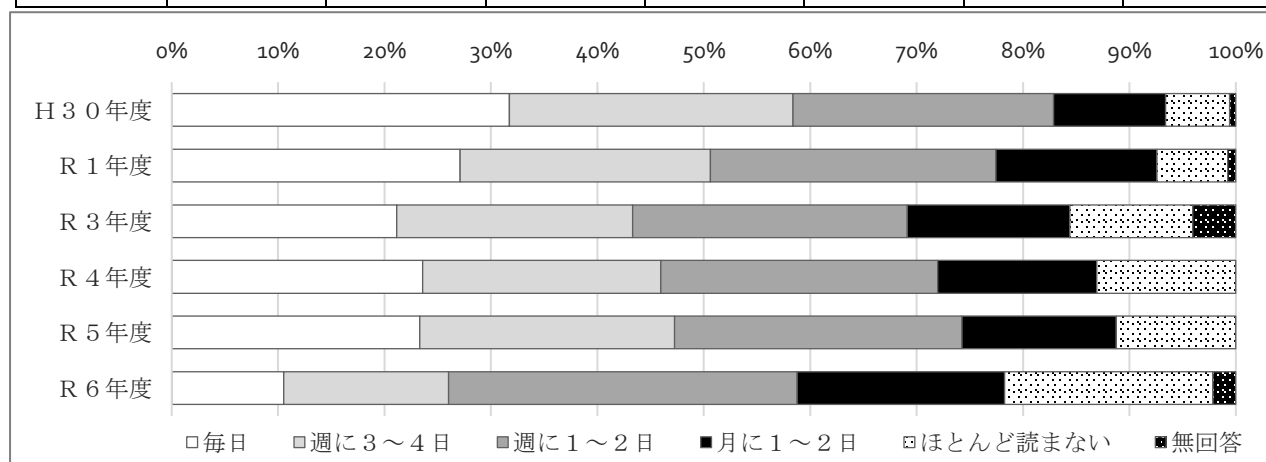
	毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんど 読まない	無回答	合計
H30年度	14	10	20	19	36	1	100
R元年度	13	11	21	22	32	1	100
R3年度	11	11	18	20	39	2	100
R4年度	12	12	18	20	37	0	100
R5年度	10	9	18	21	41	0	100
R6年度	9	10	16	22	43	0	100



●あなたは、ふだん学校でどのくらい本を読んでいますか（％）

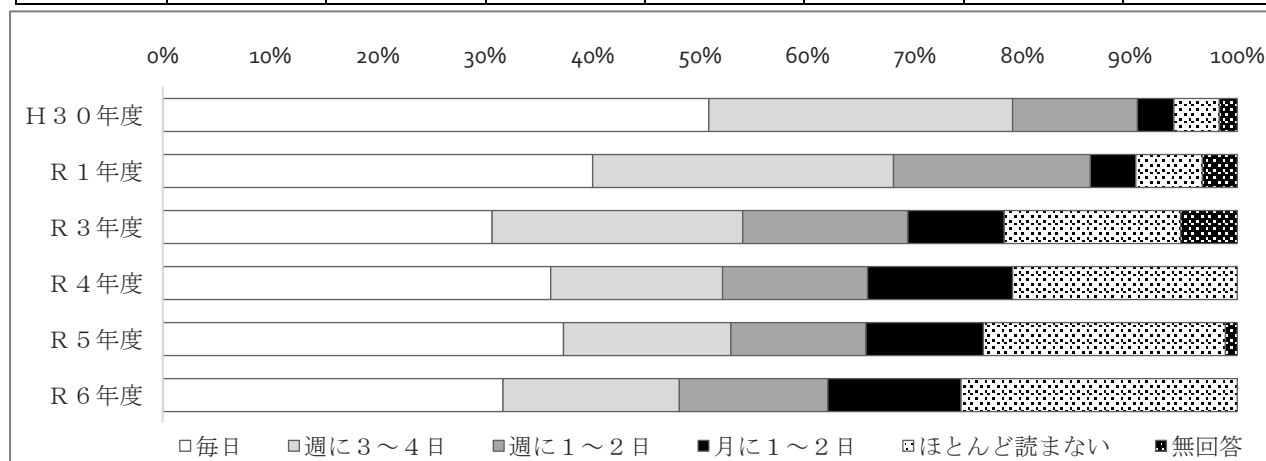
【小学生】

	毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんど 読まない	無回答	合計
H30年度	32	27	24	11	6	1	100
R元年度	27	24	27	15	7	1	100
R3年度	21	22	26	15	12	4	100
R4年度	24	22	26	15	13	0	100
R5年度	22	23	26	14	11	0	100
R6年度	9	13	28	17	17	2	100



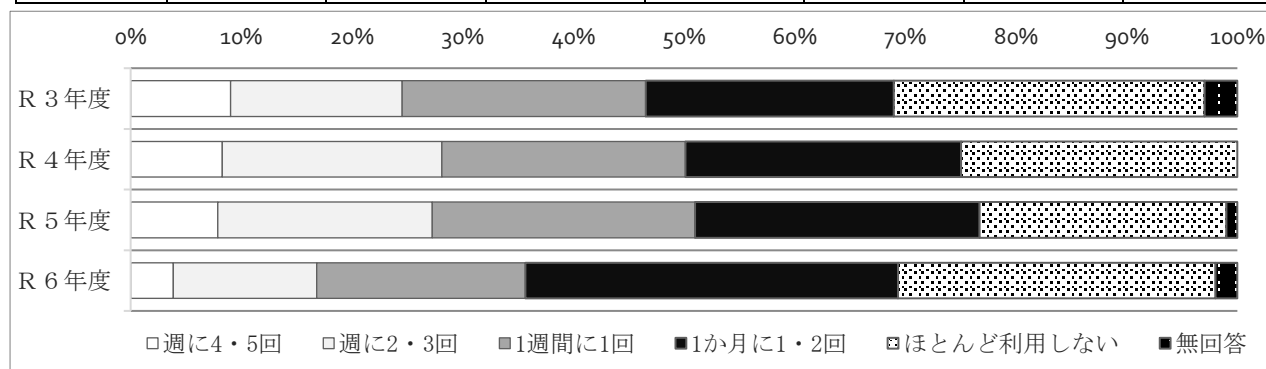
【中学生】

	毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんど 読まない	無回答	合計
H30年度	51	28	12	3	4	2	100
R元年度	40	28	18	4	6	3	100
R3年度	31	23	15	9	16	5	100
R4年度	36	16	13	13	21	0	100
R5年度	37	16	13	11	23	1	100
R6年度	32	16	14	12	26	0	100



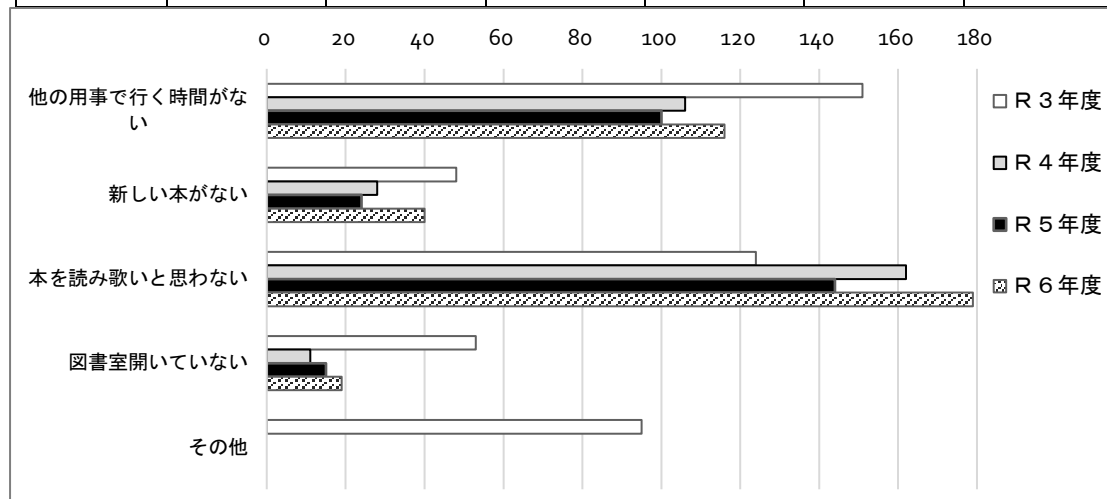
●学校図書館を授業以外でどのくらい利用していますか（％）【小学生】

	週に４・５回	週に２・３回	１週間に１回	１か月に１・２回	ほとんど利用しない	無回答	合計
R3 年度	9	16	22	22	28	3	100
R4 年度	8	20	22	25	25	0	100
R5 年度	8	20	24	26	23	1	100
R6 年度	4	13	19	34	29	2	100



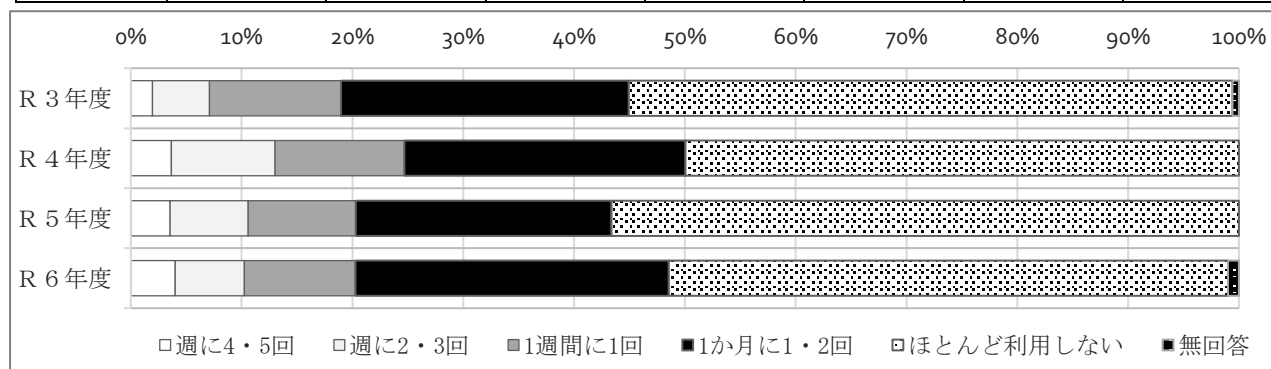
○ほとんど利用しないのはなぜですか（複数回答可）（票）

	他の用事で行く時間がない	新しい本がない	本を読みたいと思わない	学校図書館が開いていない	その他	合計
R3 年度	151	48	124	53	95	471
R4 年度	106	28	162	11	0	307
R5 年度	100	24	144	15	0	283
R6 年度	116	40	179	19	0	354



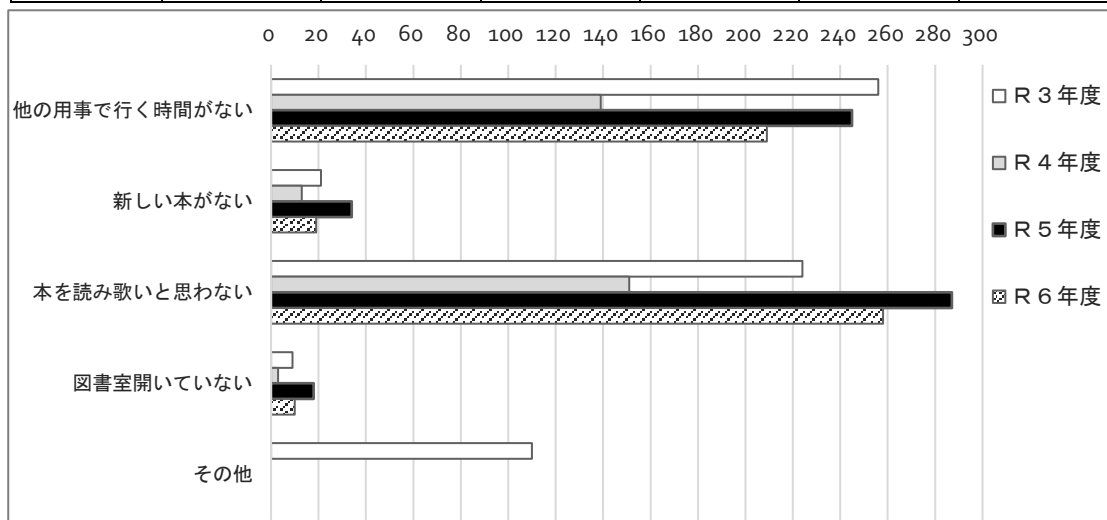
●学校図書館を授業以外でどのくらい利用していますか（％）【中学生】

	週に4・5回	週に2・3回	1週間に1回	1か月に1・2回	ほとんど利用しない	無回答	合計
R3 年度	2	5	12	26	54	1	100
R4 年度	4	9	12	25	50	0	100
R5 年度	4	7	10	23	57	0	100
R6 年度	4	6	10	29	51	1	100



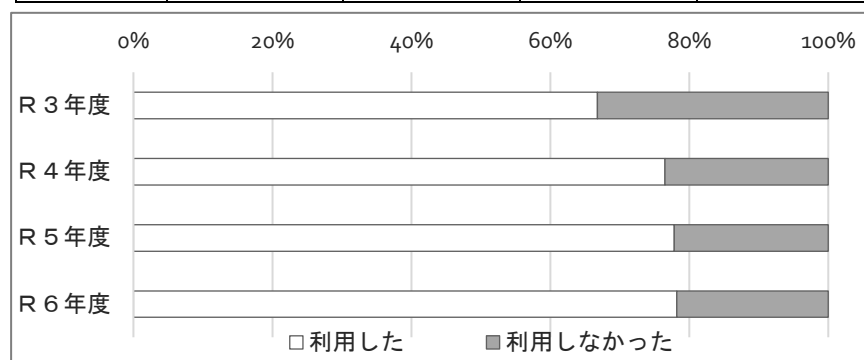
○ほとんど利用しないのはなぜですか（複数回答可）（票）

	他の用事で行く時間がない	新しい本がない	本を読みたいと思わない	学校図書館が開いていない	その他	合計
R3 年度	256	21	224	9	110	620
R4 年度	139	13	151	3	0	306
R5 年度	245	34	287	18	0	584
R6 年度	209	19	258	10	0	496



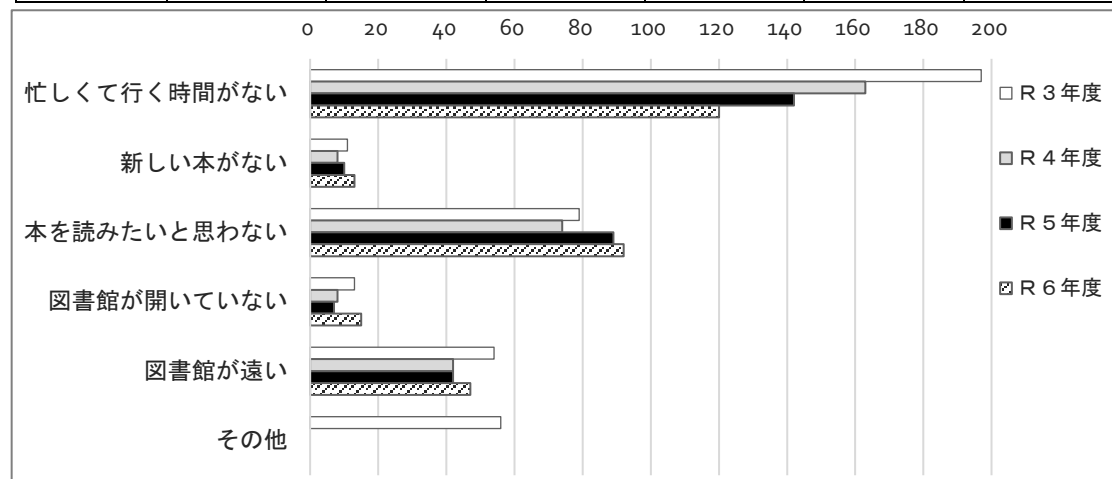
●昨年，村立図書館を利用しましたか（％）【小学生】

	利用した	利用 しなかった	無回答	合計
R3 年度	66	33	1	100
R4 年度	77	23	0	100
R5 年度	78	22	0	100
R6 年度	78	22	0	100



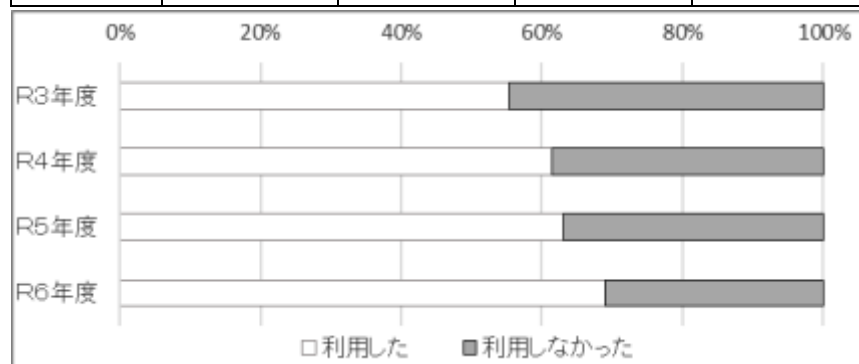
○利用しなかった理由はなんですか（複数回答可）（票）

	忙しくて行く 時間がない	新しい本がな い	本を読みたい と思わない	図書館が開い ていない	図書館が遠い	その他
R3 年度	197	11	79	13	54	56
R4 年度	163	8	74	8	42	0
R5 年度	142	10	89	7	42	0
R6 年度	120	13	92	15	47	0



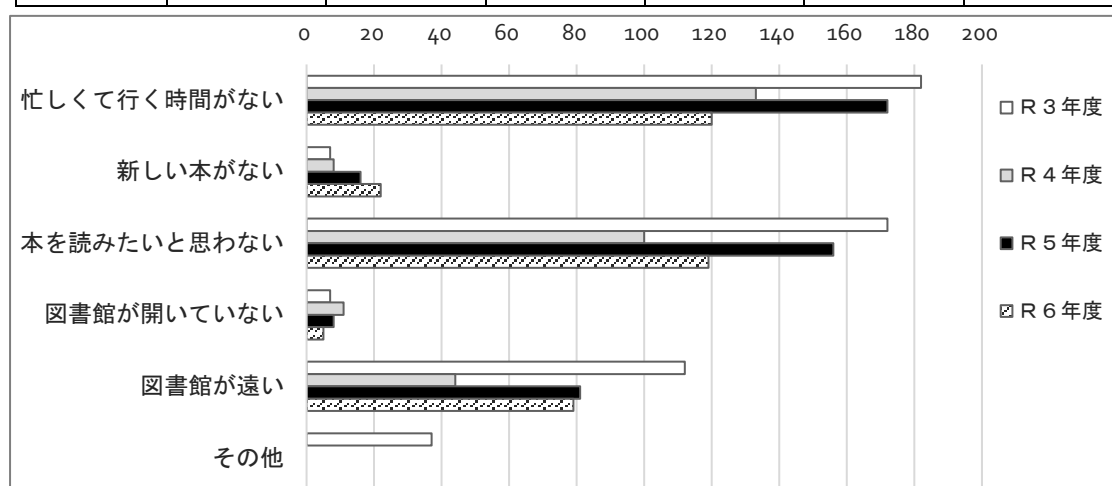
●昨年，村立図書館を利用しましたか（％）【中学生】

	利用した	利用 しなかった	無回答	合計
R3 年度	55	44	0	100
R4 年度	61	39	0	100
R5 年度	63	37	0	100
R6 年度	69	31	0	100



○利用しなかった理由はなんですか（複数回答可）（票）

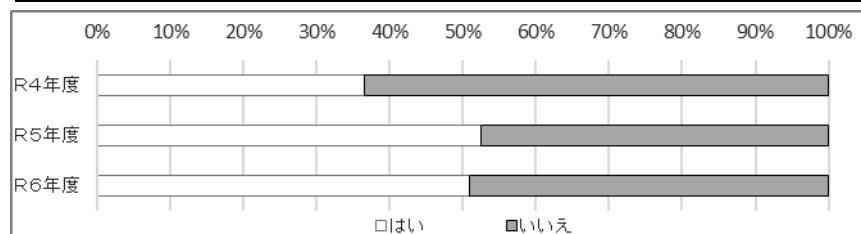
	忙しくて行く 時間がない	新しい本がな い	本を読みたい と思わない	図書館が開い ていない	図書館が遠い	その他
R3 年度	182	7	172	7	112	37
R4 年度	133	8	100	11	44	0
R5 年度	172	16	156	8	81	0
R6 年度	120	22	119	5	79	0



●家読（うちどく）を知っていますか（％）

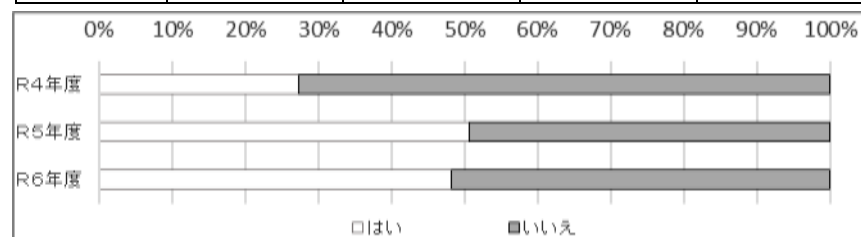
【小学生】

	はい	いいえ	無回答	合計
R4 年度	36	63	0	100
R5 年度	52	48	0	100
R6 年度	49	47	1	100



【中学生】

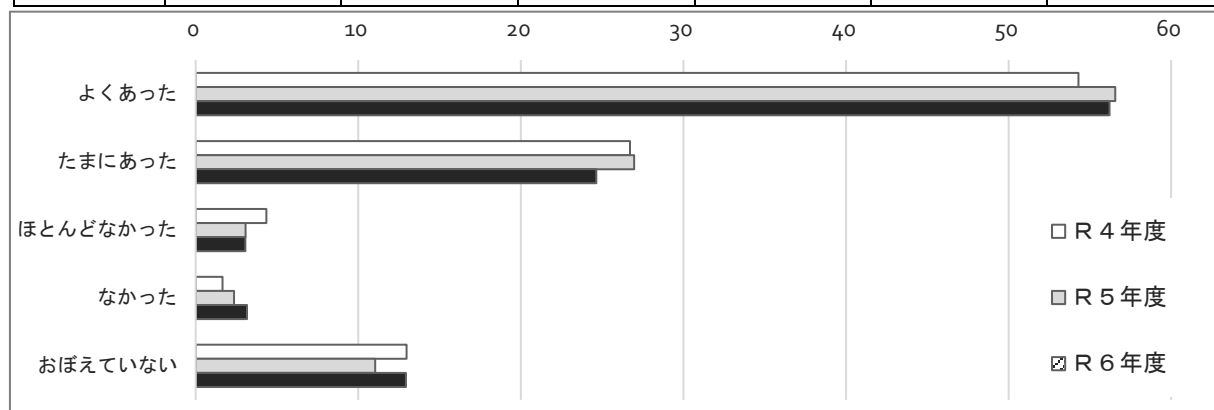
	はい	いいえ	無回答	合計
R4 年度	27	72	1	100
R5 年度	51	49	0	100
R6 年度	48	52	1	100



●小さい頃、家族の人に本を読んでもらいましたか（％）

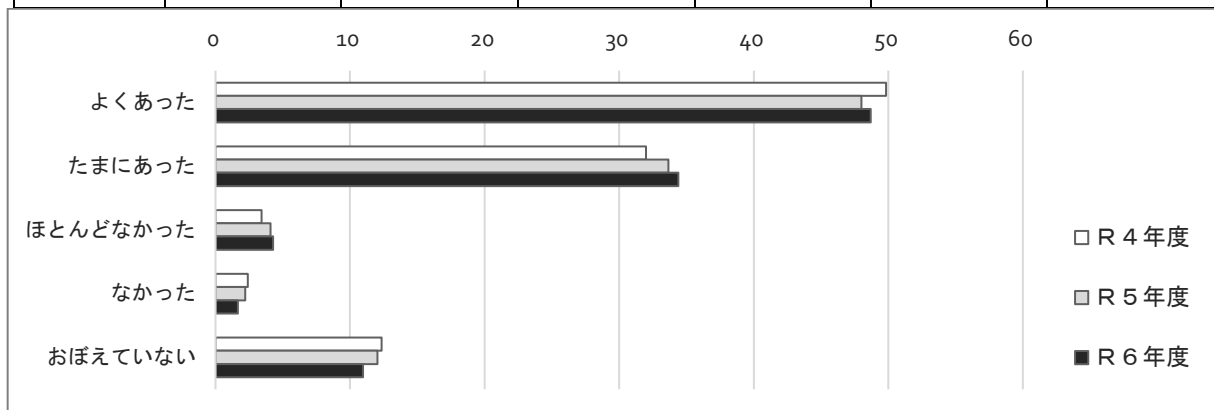
【小学生】

	よくあった	たまにあった	ほとんどなかった	なかった	おぼえていない	合計
R4 年度	54	27	4	2	13	100
R5 年度	57	27	3	2	11	100
R6 年度	56	25	3	3	13	100



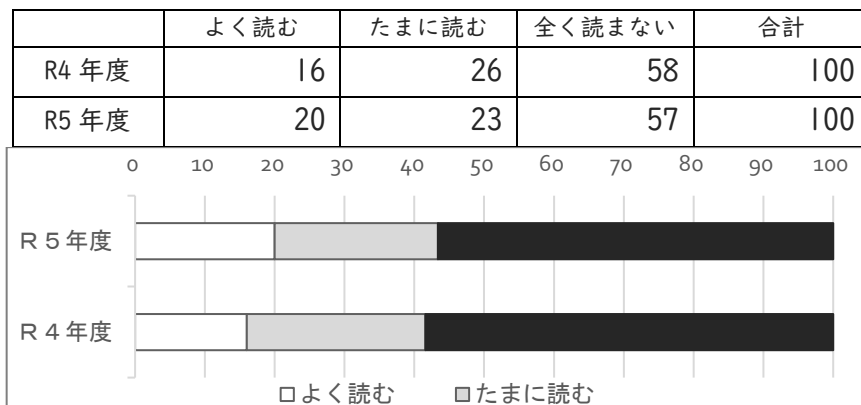
【中学生】

	よくあった	たまにあった	ほとんどなかった	なかった	おぼえていない	合計
R4 年度	50	32	3	2	12	100
R5 年度	48	34	4	2	12	100
R6 年度	49	34	4	2	11	100

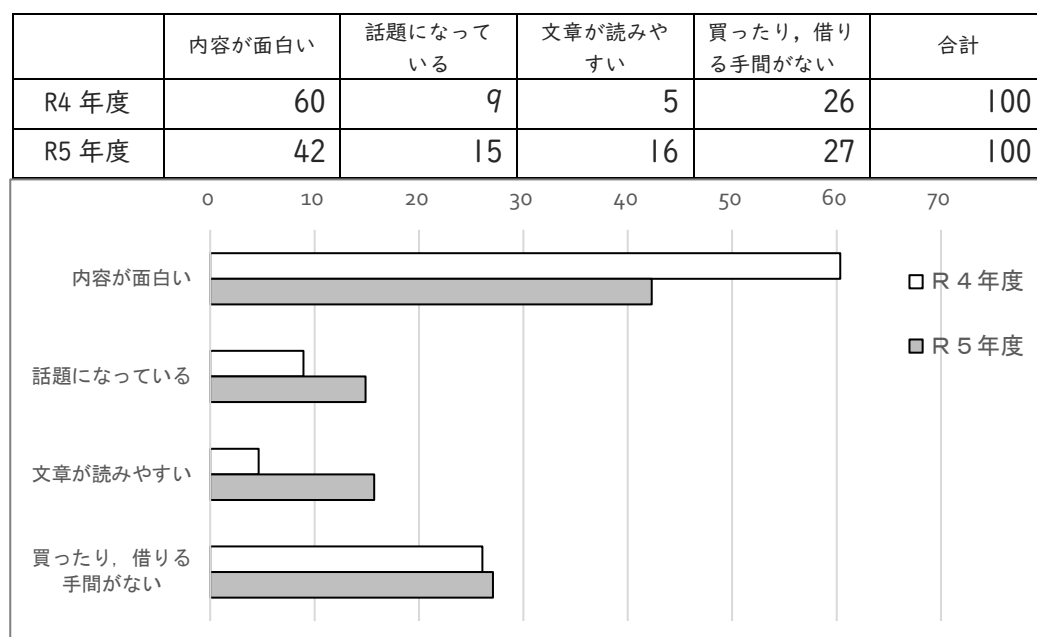


※以下の電子書籍に関する調査は R4 年度・R5 年度に中学生を対象に実施。
(R6 年度は未実施)

●電子書籍（マンガは含まない）を読んだことはありますか（％）【中学生】



●電子書籍を読む理由はなんですか（複数回答可）（票）【中学生】



4. 令和5年度「東海村立図書館イベントアンケート」（抜粋）

実施日：令和5年10月18日～11月30日

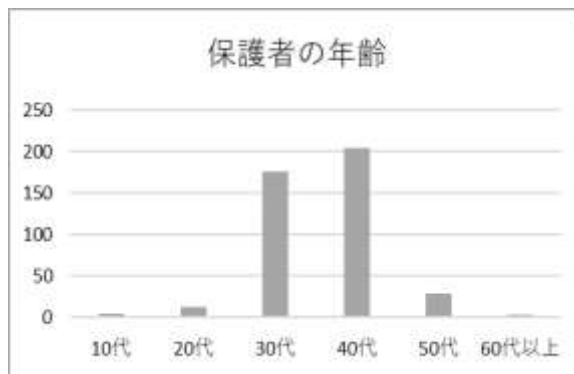
調査実施者：東海村立図書館

対象：村内学校等に通っている子どもの保護者

配布数：3,461部 回答者：429人 回答率：12.4%

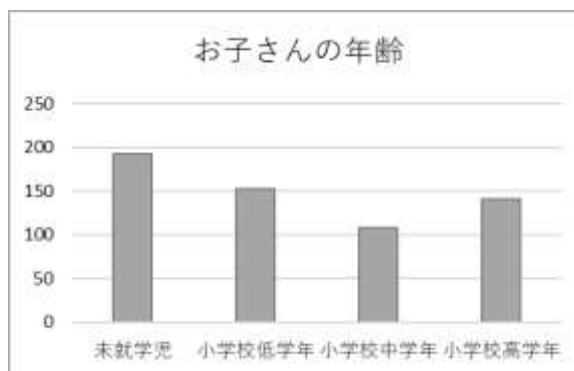
【問1】あなた（保護者）の年齢について選んでください（人）

10代	4
20代	12
30代	176
40代	204
50代	28
60代以上	3
未回答	3



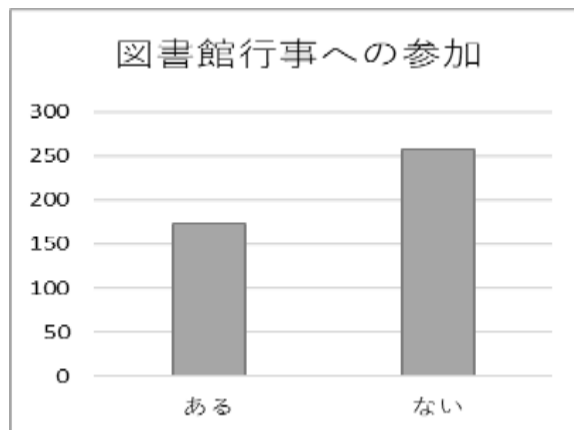
【問2】お子さんの年齢について選んでください（人）

未就学児	192
小学校低学年	153
小学校中学年	108
小学校高学年	141
未回答	1



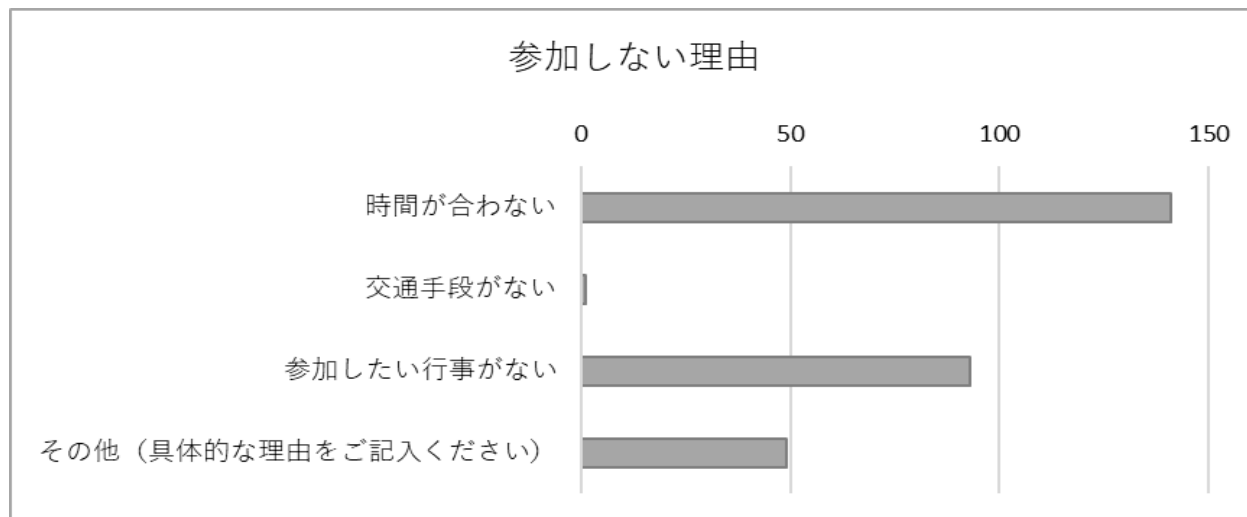
【問3】あなた（保護者）が図書館行事に参加したことはありますか（人）

ある	173
ない	257



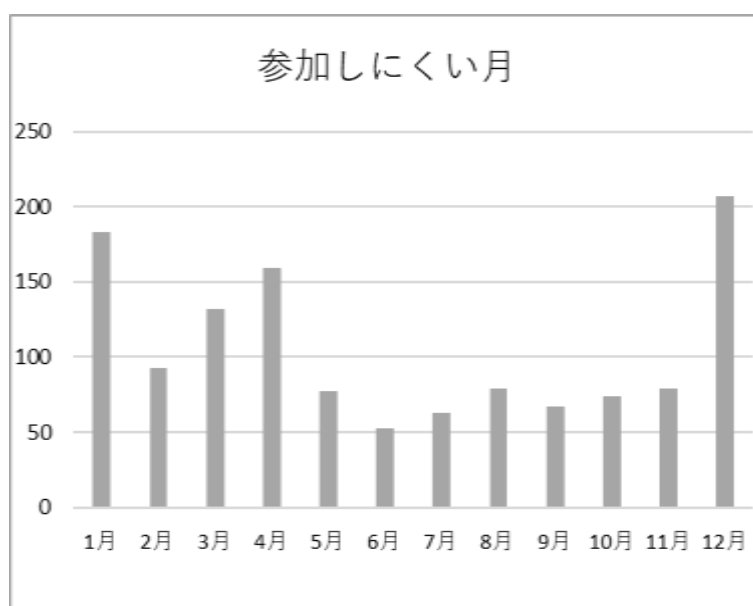
【問 4】参加しない理由は何ですか（人）

時間が合わない	141
交通手段がない	1
参加したい行事がない	93
その他（具体的な理由をご記入ください）	49
未回答	9



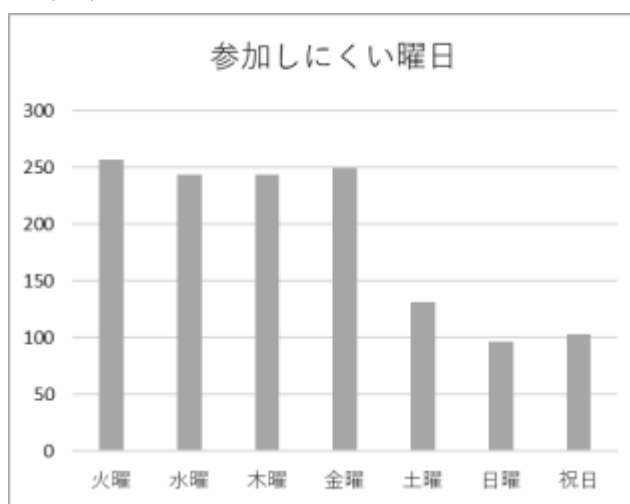
【問 5】参加しにくい月にチェックしてください（人）

1 月	183
2 月	93
3 月	132
4 月	159
5 月	77
6 月	53
7 月	63
8 月	79
9 月	67
10 月	74
11 月	79
12 月	207
未回答	7



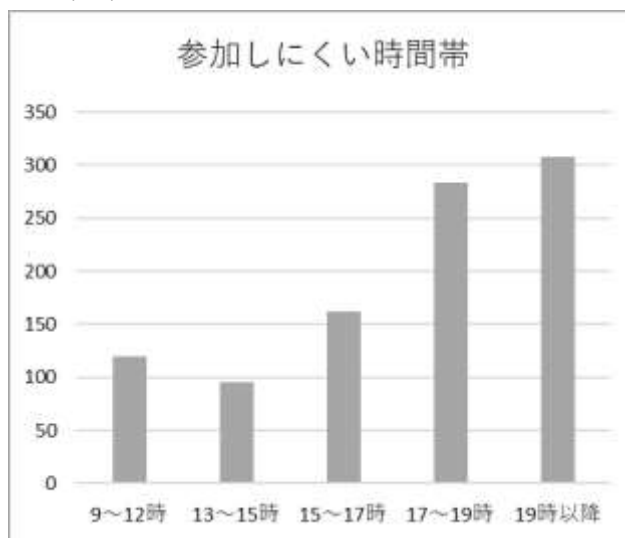
【問 6】参加しにくい曜日にチェックしてください(人)

火曜	257
水曜	244
木曜	244
金曜	249
土曜	131
日曜	96
祝日	103
未回答	3



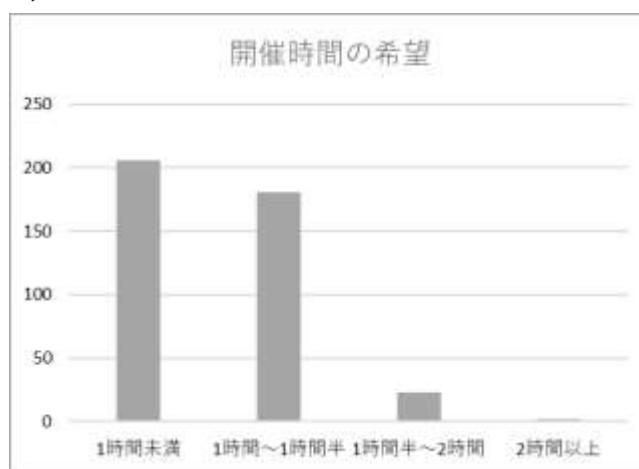
【問 7】参加しにくい時間帯にチェックしてください(人)

9 時～12 時	120
13 時～15 時	95
15 時～17 時	162
17 時～19 時	284
19 時以降	308



【問 8】開催時間はどのくらいがよいですか(人)

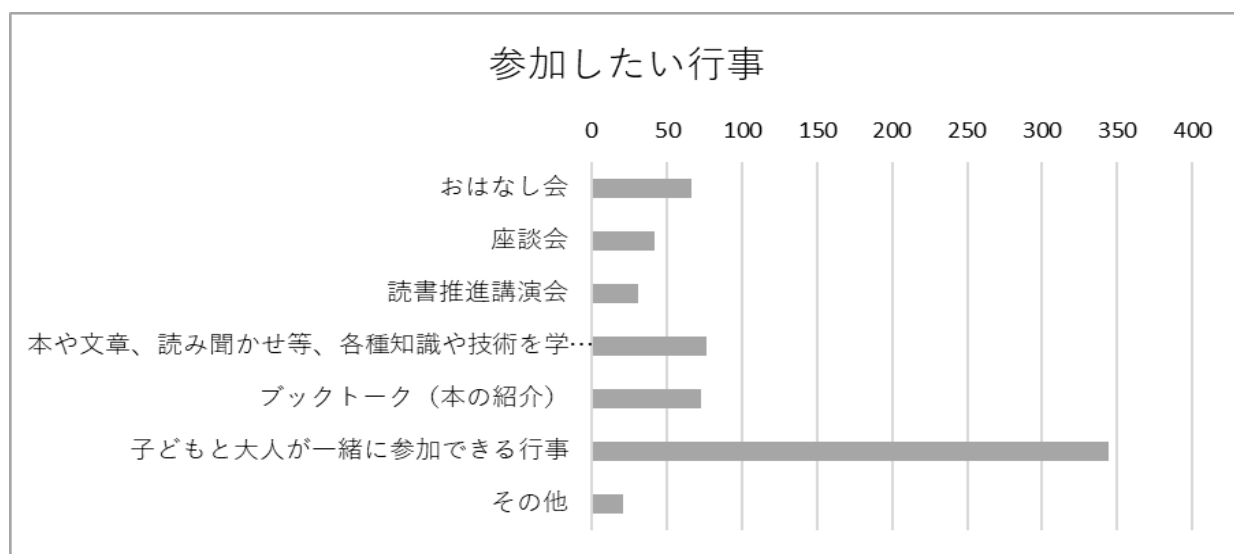
1 時間未満	206
1 時間～1 時間半	181
1 時間半～2 時間	23
2 時間以上	2
未回答	18



【問 9】どんな行事に参加したいですか（人）

おはなし会	66
座談会	42
読書推進講演会	31
本や文章, 読み聞かせ等, 各種知識や技術を学ぶ講座	76
ブックトーク(本の紹介)	73
子どもと大人が一緒に参加できる行事	344
その他	21

上記ア～オ:「子育て世代の大人を対象とした～」



(東海南中 2 年 M. S.)

5. 第4次計画策定までの経過

日時	会議等	内容等
令和6年 5月 9日	第1回 東海村子ども読書推進委員会	・第四次計画策定スケジュール ・第三次計画の課題の洗い出し
令和6年 6月28日	第2回 東海村子ども読書推進委員会	・第三次計画の課題のまとめ確認 ・第4次計画の基本理念・目標の検討
令和6年 7月30日	第3回 東海村子ども読書推進委員会	・第4次計画の基本理念・目標の決定 ・おおまかな取り組みについて
令和6年 9月20日	第4回 東海村子ども読書推進委員会	・第4次計画素案の協議
令和6年10月 4日	第5回 東海村子ども読書推進委員会	・第4次計画案の決定
令和6年10月22日	図書館協議会	・計画案概要説明
令和6年10月25日	定例教育委員会	・計画案概要説明
令和6年11月 6日	所長園長会議	・計画案概要説明
令和6年11月25日	村長説明	・計画案概要説明
令和6年12月 2日	部長会議	・計画案概要説明
令和6年12月 2日	校長会	・計画案概要説明
令和6年12月 5日	議会説明	・計画案概要説明
令和6年12月17日 ～令和7年1月17日	パブリックコメントの募集 (1名4件)	・村・図書館ホームページ掲載 ・公共施設(図書館, コミュニティセンター)へ設置
令和7年 1月15日	学校図書館指導員研修会	・計画案概要説明
令和7年 2月12日	第6回 東海村子ども読書推進委員会	・第4次計画最終稿確認
令和7年 2月18日	庁議	・第4次計画決定
令和7年 3月12日	図書館協議会	・第4次計画決定報告
令和7年 3月25日	定例教育委員会	・第4次計画決定報告
令和7年 3月	発行	

●ブレインストーミング

「基本理念」「目標」を検討するにあたり、第2回東海村子ども読書推進委員会（令和6年6月28日開催）にて、推進委員が2組に分かれて、「読書で子どもが輝くまちをつくるための楽しいアイデアを考えよう！」をテーマとしたブレインストーミングを実施。

ここでは、その時に出的アイデアを一覧で掲載する。

【A班】 タイトル：誰でも楽しめる図書館

グループ名 イベント	
紹介型	参加型
おかあさんONLYおはなし会	あの学校の学校図書館見学
親子に向けたイベントおはなし会（親をその気にさせる）	授業参観 in 図書館
年齢ごちゃまぜおはなし会	図書館ナイトツアー、こわい話も
自然の中でおはなし会（交流館の芝生）	図書館 日館長体験
あの学校でおはなし会	1日図書館員
お父さんが読み聞かせ	～を調べよう 百科事典まつり
リクエスト制の読み聞かせイベント	図書館が助けてくれるバレンタイン（チョコの作り方、プレゼント本、プレゼントグッズづくり：写真入り）
友人同士で読み聞かせをする（ペア or グループ）	友だち同士で本の紹介トーク
自分の「推し」を紹介する→他人へ	あの学校の学校図書館見学
こどもが好きな本紹介（タイトル、好きなところ等）を園発表だけでなく、おたよりで親へも紹介する	作者限定読書会
オンライン交流会	ある職業の人を呼んでトークイベント（どうやったらなれるか、本も紹介も）をしてもらう
ぴよぴよお話会	大人の絵本会（子どもに読ませたい絵本を選ぶだけの会）
ビブリオバトル	子どもの（が）紹介したい本を選ぶ会
よみきかせ会	本屋に足を運び、自由に好きな本を1冊購入する
	好きな本を買っていい日
	お誕生日の絵本プレゼント
	図書館バスツアー
	移動図書館
	フリーな移動図書館
	出張図書館の継続
	作家を招いての講演会
	読み語り屋さん、紙芝居屋さん（公園、コミセン、イベント会場）

グループ名2 環境
図書館で借りた本をそこで読めるカフェ
「涼みに行こう！」をPR。かき氷100円！おはなしできる！…
図書館貸し切り（休館日）：学校、障害児
休館日に招待（特別支援の子、〇〇小卒、などの貸切日をつくる）
運動と本、音楽と本、〇〇と本を楽しむ
スポーツ好きは集まる所へ、読みたくなるような本紹介を貼る（スケボー、ダンス…）
やりたい、知りたいが実現できる環境や場の提供
親同士、友だち同士で本の情報交流コーナー（掲示板）をつくる。 （「こんな本読みたい」「こんな本あるよ」など）
子どもたちが気になっているテーマの展示
木にブックカード（本の写真や絵）を吊るしてブックツリーを作る
様々な読書のシーンの写真を掲示し、楽しい読書の雰囲気をイメージできるようにする
部活・スポーツ関連、オリンピック展示
障害（特別支援）、図書館に來れない子の日をつくる（さわいでOK）
障害がある子が楽しめる日 ハッキリ言って（告知して？）

グループ名3 連携
小中高と図書館の連携
学校でのオリエンテーション
学校図書館配送便
無理なく展開できる読書推進
読んだ冊数のグラフ化
子どもたちが読みたくなる資料の選定（紙・電子）
幼稚園等で家庭への本の貸出
幼稚園等での読み聞かせ（図：絵本の貸出）
保健センター事業と連携 プレママ・パパに絵本を楽しんでもらう、紹介する



（東海中1年 S.N.）

【B班】タイトル： 子供が広げる未来への読書

グループ名 本の魅力再発見（イベント）
本を置く
図書館に来なくても好きな本が読める
「(リサイクル) 絵本をどうぞ」ステーションをあちこちに
とにかくイベントがあれば本の展示をしてもらう
とにかく本をあちこちに置く
図書館内でのイベント
図書館まつり
図書館ウォークラリー（クイズ大会）
図書館をジャック
ライブ図書館
こどものともイベントを図書館で
図書館で今回は〇〇とテーマを決めて入口に展示し、ポスター等を作り、幼児施設や学校へアピールする
本にからんだイベント（絵本クッキングとか、工作会とか）
読み聞かせコンクール 村内 ver
みんなで集まり、自由に本にかかわる時間の場所提供
有名な人を招いておはなし会を開く
絵本作家の読み聞かせ
図書館外でのイベント
青空おはなし会
紙芝居やさん
コミュニティセンターの活用
本が苦手な人でも手に取りたくなるような本の紹介（面白い本、しかけの本）
だれかとつながる読書
出張図書館をあちこちでやる（子ども対象）
おはなし配達うけたまわり（施設訪問など）
あちこちでおはなし会
幼児、小学生、ヤングアダルト、子どもをもった親も一緒に楽しめる読書の機会を作る
とにかく本の話をあちこちでする
東海村として月1回、本の日や本推進 WEEKなどを決めてしまう
図書館に交流エリア？（壁に好きな本を書いて貼ってもらう）
本好き大人がプレゼンする

グループ名2 本とつながる人とつながる（連携）
★J-WAYで広報
電子図書館の活用
交流館のスポーツイベントと連携し合同イベントをする。親子で体を動かして楽しむ
マラソン大会とタイアップ
東海まつりでブレイクスペースを作り色々な本を出す
村全体の連携強化
たくさん本（絵本）がプレゼントされる

グループ名3 子どもたちと本のパフォーマンス（子ども主体）
読書コンシェルジュを目指す
50冊、100冊読んだ親と子に賞状を。
初心に戻り絵本に触れる機会を作る（絵本の読み聞かせ、幼児と一緒に絵本を見る）
東海村読書自慢
だいすきな動物ものがたりリスト
駅で本の相談
東海村のこわい話の再発見と語り
自分で探すむかし話と本
名作ファンクラブ 対抗ビブリオバトル
学校対抗 本への愛
一生のあいだに読んでみたい本リサーチ
わたしの大好きな本 かぞくの好きな本 リサーチ・発表
とうかい村に関係の歴史の本をさぐる調査リスト



（東海中1年 Y.K.）

6. 東海村子ども読書推進委員名簿

(任期：令和3年2月1日ー令和7年3月31日 敬称略)

※人事異動等による交代あり。

※白抜きは「第4次東海村子ども読書活動推進計画」策定時の委員。

氏名	所属団体等	区分	任期変更
大畑 美智子	学識経験者	学識経験者	R3.2.1～R7.3.31
厚谷 綾子	東海高等学校	教諭	R3.2.1～R5.3.31
大縄 基子	東海高等学校	教諭	R5.4.1～R7.3.31
松本 千恵	東海中学校	図書館指導員	R3.2.1～R4.3.31
橋本 香	東海南中学校	図書館指導員	R4.4.1～R5.3.31
西村 直子	舟石川小学校 他	図書館指導員	R3.2.1～R3.3.31 R5.4.1～R7.3.31
鈴木 恵	照沼小学校	図書館指導員	R3.4.1～R5.3.31
森野 京子	舟石川小学校	図書館指導員	R5.4.1～R7.3.31
奥津 昌江	とうかい村松宿こども園 他	教諭	R3.2.1～R7.3.31
小川 洋明	舟石川保育所 他	保育士	R3.2.1～R7.3.31
本多 恵子	指導室	指導室職員	R3.2.1～R3.3.31
鈴木 学	指導室	指導室職員	R3.4.1～R6.3.31
村越 恵子	指導室	指導室職員	R6.4.1～R7.3.31
高崎 あす美	よみきかせボランティア たんぽぽの会	ボランティア	R3.2.1～R7.3.31
越智 かおり	ハーモニー東海	学識経験者	R3.2.1～R7.3.31

7. 関係法令

Ⅰ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備

に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日)

(法律第四十九号)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律をここに公布する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勧案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整

備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書

籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 こども基本法

(令和四年六月二十二日)

(法律第七十七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

２ 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

（令六法六八・一部改正）

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（令六法六八・一部改正）

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(令六法六八・一部改正)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動

等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和六年六月二六日法律第六八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 東海村子ども読書推進委員会設置要綱

平成 25 年 4 月 26 日教委告示第 1 号

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき策定された東海村子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を円滑に推進するため、東海村子ども読書推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の進行管理及び改訂に関すること。
- (2) 推進計画のための調査研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校図書館関係者
- (3) 保育所（園）、幼稚園及び認定こども園関係者
- (4) 図書館ボランティア関係者
- (5) 公募による者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(平 27 教委告示 2・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、5 年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

（平26教委告示2・令4教委告示2・一部改正）

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年教委告示第2号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委告示第2号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

8. その他、子どもの読書の状況 参考資料 ※詳しくはインターネット等で閲覧できます

(1) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(文部科学省)実施期間:令和4年度～令和8年度
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01749.html



【概要版】文部科学省 HP(上記 URL・令和7年2月16日参照)より

子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



—学校図書館の整備充実をお願いします—

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**
中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況**です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない要因**となっています。

図書整備



小学校 41.1% → **56.9%**
中学校 37.7% → **56.8%**

高等学校 91.0% → **95.1%**

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。

- ・小学校:平均1.3紙→**平均1.6紙**
- ・中学校:平均1.7紙→**平均2.7紙**
- ・高等学校:平均2.8紙→**平均3.5紙**

新聞配備



小学校 58.8% → **69.1%**
中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるものとされました。**厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加しており、その必要性が強く認識**されています。

学校司書配置



令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

読書・学校図書館整備に関する調査結果

読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



子ども(小学校高学年～高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



【相関係数=r】0.2 < r ≤ 0.7: 相関あり, 0.7 < r ≤ 1.0: 強い相関あり
※図書購入冊数: 1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

学校図書館図書整備等 5 か年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ 令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 か年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準**達成を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、古くなった本を新しく買い替えることを促進します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分) 単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 (更新冊数分) 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標

学校図書館図書標準 **100%** 達成
計画的な**図書の更新**を実施

学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標

小学校等 **2 紙**、中学校等 **3 紙**、高等学校等 **5 紙**

学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標

小・中学校等のおおむね **1.3 校**に 1 名配置
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

図書

- SDGsなど、**近年話題になっているテーマの図書**も集め、児童が**学習しやすい環境づくり**をしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- **図書と端末**を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、**多様な図書**を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子
(福井県立金津高等学校)

新聞

- 全校生徒が**新聞記事を読み比べる取組**を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- **教育委員会事務局が各新聞社と直接契約**を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった**学校の事務負担が解消**されました。(東京都葛飾区)



学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、**継続的な読書指導**を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- **授業に学校司書も参加**し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、**積極的に教材研究の支援**を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、**全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催**しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、**意識の向上**が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き
(岐阜市立西郷小学校)

- ❗ **学校図書館の整備状況にあっては、都道府県により格差**が見られる状況です。
- 上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。

適切な予算措置のお願い

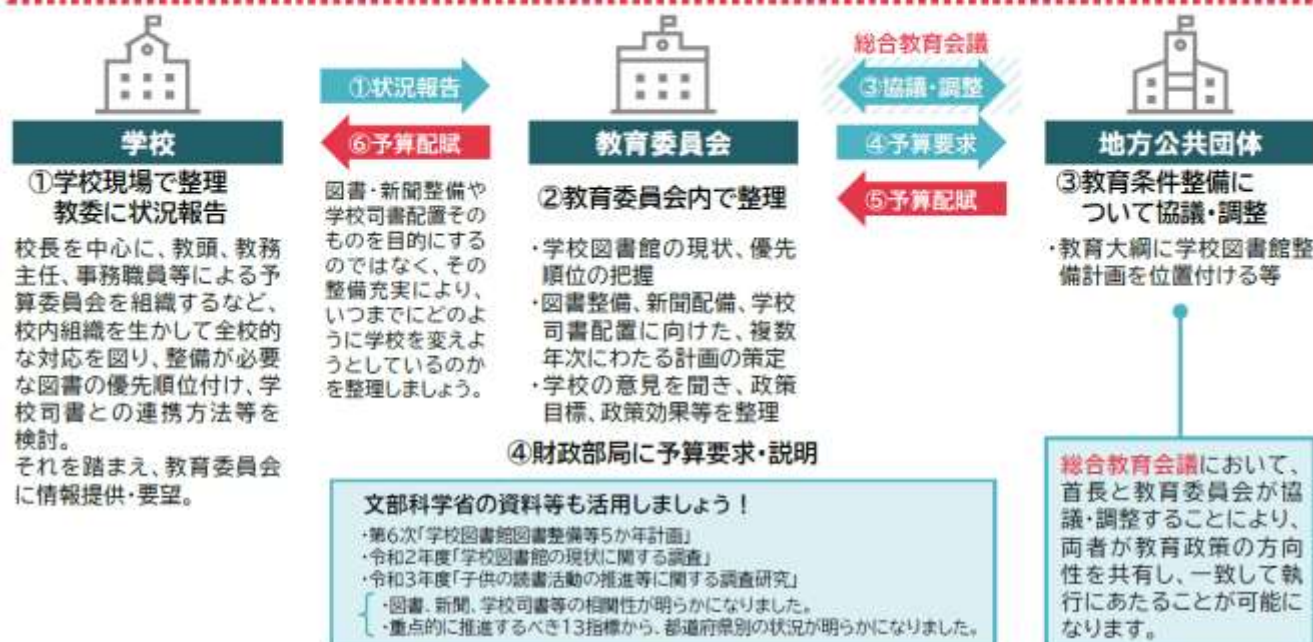
- ❗ 地方財政措置は、**用途を特定しない一般財源**として措置されています。
- ❗ 各自治体において**予算化が図られること**によって、**はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。**
- ❗ 教育委員会と学校が**一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。**
- ❗ 各自治体においては、**学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置を**お願いします。

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちからです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	学級数	単価	算定額
①図書費	小学校		40.7 千円 ^{※1}	千円
	中学校		63.1 千円 ^{※2}	千円
②新聞費	小学校		3.5 千円 ^{※3}	千円
	中学校		12.8 千円 ^{※4}	千円
③学校司書費	小学校	校	1,157 千円 ^{※5}	千円
	中学校	校	1,111 千円 ^{※6}	千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設数の状況】

※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)/施設整備(18学級)→1学級あたりの一般財源(40.7千円)

※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)/施設整備(15学級)→1学級あたりの一般財源(63.1千円)

※3 新聞整備の一般財源(63千円)/施設整備(18学級)→1学級あたりの一般財源(3.5千円)

※4 新聞整備の一般財源(102千円)/施設整備(15学級)→1学級あたりの一般財源(12.8千円)

※5 学校司書整備の1校あたりの一般財源 1,157千円

※6 学校司書整備の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

※令和5年度ベース

※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算出した学級数です。また、学校数は、学校基本調査結果によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、修正係数は、考慮していません。

※①図書費、②学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校(小・中・高)に措置しています。

※③新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。

※義務教育学校は小学校に、義務教育学校は中学校に、中等教育学校は高等学校に相当します。

子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。

地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。



文部科学省

総合教育政策局 地域学習推進課 (令和6年3月発行)

【表紙写真協力】あきる野市立西秋留小学校/長岡市立千手小学校/茨城県立水戸桜ノ牧高等学校

② 「令和5年度国語に関する世論調査」(文化庁)

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/



③ 「第4期教育振興基本計画」(文部科学省)実施期間:令和5年度~令和9年

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm



(東海中2年 R.K.)

～ 表紙，計画書内イラストについて ～

表紙の他，イラストの脇に学校・学年・イニシャルが掲載されているものは，東海中学校及び東海南中学校の生徒によるものです。

第4次東海村子ども読書活動推進計画の基本理念「子どもが読書で輝くまちづくり～未来へつながる本との出会い～」や「子どもと読書」をイメージしたイラストに応募いただいた作品を掲載しています。

第4次東海村子ども読書活動推進計画

子どもが読書で輝くまちづくり
～未来へつながる本との出会い～

発 行 日 令和7年3月

編集・発行 東海村教育委員会 東海村立図書館

319-1115 茨城県那珂郡東海村船場774-5

TEL 029(282)3435

FAX 029(282)0224

E-mail tosyokan@vill.tokai.ibaraki.jp



(東海南中2年 N. I.)